

そこが知りたい！

太陽 ASG 国際税務ニュースレター

今回のテーマ： オランダ税制が日本企業の投資行動に与えている影響

平成20年9月20日付の朝日新聞は、多くの日系企業が、オランダに欧州本社や欧州統括本部を置いていることを紹介し、その要因のひとつが、25.5%のオランダ法人税率にあると指摘しています。日本のタックスヘイブン税制が、税率25%以下の国又は地域に所在する子会社に適用されるからです。税率だけを比較すれば、欧州でもアイルランド(12.5%)などの方が低税率であるにもかかわらず、タックスヘイブン税制の適用を避けるために、日本企業の視線はオランダに向いていると解説されています。

オランダ法人税の大幅減税

オランダ経済省企業誘致局のニュース(2007.1)は、法人税(2005年税率31.5%)の大幅減税が目玉となっていた「2007年税制の改正税制法案」が、上院議会で可決・成立し2007年1月1日以降開始する事業年度から発効すると伝えました。法人税率は、課税所得25,000ユーロまでは20%、25,000ユーロ超60,000ユーロまでは23.5%、60,000ユーロ超に対しては25.5%に引き下げられました。大幅減税の背景には、EUの深化・拡大にともなう各国の税源獲得競争があったものとみられています。

オランダ法人税制の特徴(資本参加免税)

オランダの法人税の重要な特徴に、企業グループ内で得られた利益に対しては、法人税を1回しか課税されないようにする制度があります。この制度を資本参加免税(participation exemption)と言います。配当を受け取った企業は、その配当原資となった所得について、配当支払企業により法人税が納税されていると考えられるため、再度納税の必要はないとするものです。我が国の受取配当益金不算入制度と似ていますが、外国企業からの配当も免税とする点に相違があります。ただし、すべての配当が免税とされるわけではなく、配当受取法人が配当支払企業の株式を少なくとも5%を保有していること等の要件を満たす必要があります。

資本参加免税がタックスヘイブン税制の適用に与える影響

タックスヘイブン税制の適用対象となる特定外国子会社の判定は、事業年度毎に子会社の租税負担割合を計算して行われます。現地法人税の表面税率により一律に判定されるわけではありません。資本参加免税により、課税所得に含まれない所得あった場合には、財務上の租税負担割合(法人税÷税引前所得)は大幅に低下し、25%以下となるかもしれません。しかし、タックスヘイブン税制上の租税負担割合は、配当に係る資本参加免税のような一定要件を満たした租税優遇措置を考慮しないで計算することとされていますので、表面税率が25%を超えていれば、特定外国子会社として判定されることは通常ありません。

我が国の国際租税制度の見直し

平成21年の国際租税制度の見直しに関して、経済産業省は、日本企業が税制に左右されずに、グループ全体の投資戦略や成長戦略の観点から、海外子会社の利益を「必要な時期」に「必要な金額」を国内に戻すことが可能となるような制度改革が必要であるとして、海外子会社から本社への配当金について、現行の外国税額控除制度から国外所得免税方式に移行すべきと提言しています。オランダの資本参加免税は、まさに海外子会社から本社への配当金を免税にする措置であり、我が国税制改正のひとつのモデルとなる可能性があると考えられます。

お見逃しなく！

香港やシンガポール等、税率が25%以下の国に所在する特定外国子会社に対するタックスヘイブン税制の適用を回避するには、事業基準、実体基準、管理支配基準等の適用除外要件を満たさなければなりません。オランダの25.5%法人税率と配当に係る資本参加免税の組合せにより、オランダの外国子会社は、特定外国子会社の範囲からはずれるため、適用除外要件を考慮する必要はありません。